

第3期基山町障がい者基本計画  
第7期基山町障がい福祉計画  
第3期基山町障がい児福祉計画

【概要版】



令和6年3月

基 山 町

## 計画策定の背景・目的

基山町では、平成 26 年度に「基山町障害者基本計画」を策定し、障がいのある人が、地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指して、総合的に障がい者施策を展開しています。

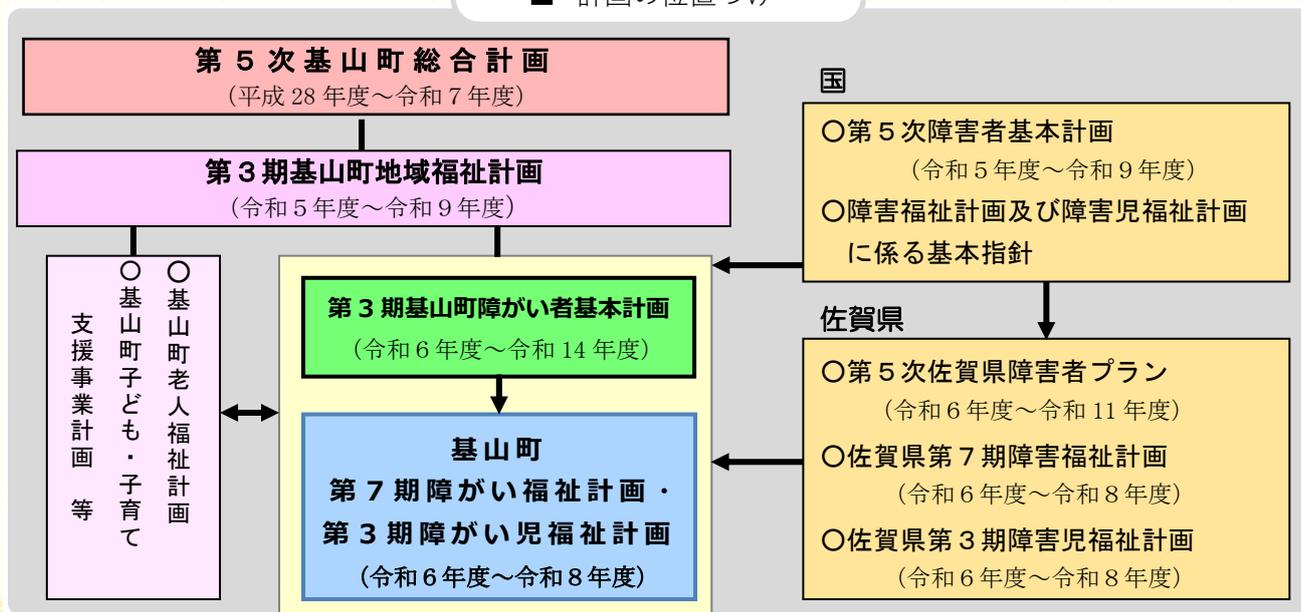
近年、高齢化の進行等により、障がいのある人及びその介護者が高齢化し、障がいの重症化・重複化等が進行しています。このような中で、平成 30 年に「地域における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の一部改正が行われました。

これらの状況を踏まえ、ノーマライゼーション<sup>1</sup>の理念の下、自立した日常生活及び社会活動への参加の実現に向けた障がい者福祉の増進を図ることを目的に、「第3期基山町障がい者基本計画」を策定しました。また、施策の評価に基づき、第7期基山町障がい福祉計画・第3期基山町障がい児福祉計画を策定しました。

## 計画の位置づけ

第3期基山町障がい者基本計画は、障害者基本法（第 11 条第3項）に基づく「市町村障害者計画」であり、「第5次基山町総合計画」（平成 28 年3月策定）を上位計画として、本町の障がい者施策に関する基本的な計画として策定するものです。第7期基山町障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、第3期基山町障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

■ 計画の位置づけ



## 計画期間

第3期基山町障がい者基本計画は、令和6（2024）年度から令和14（2032）年度までの9年間、第7期基山町障がい福祉計画、第3期基山町障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

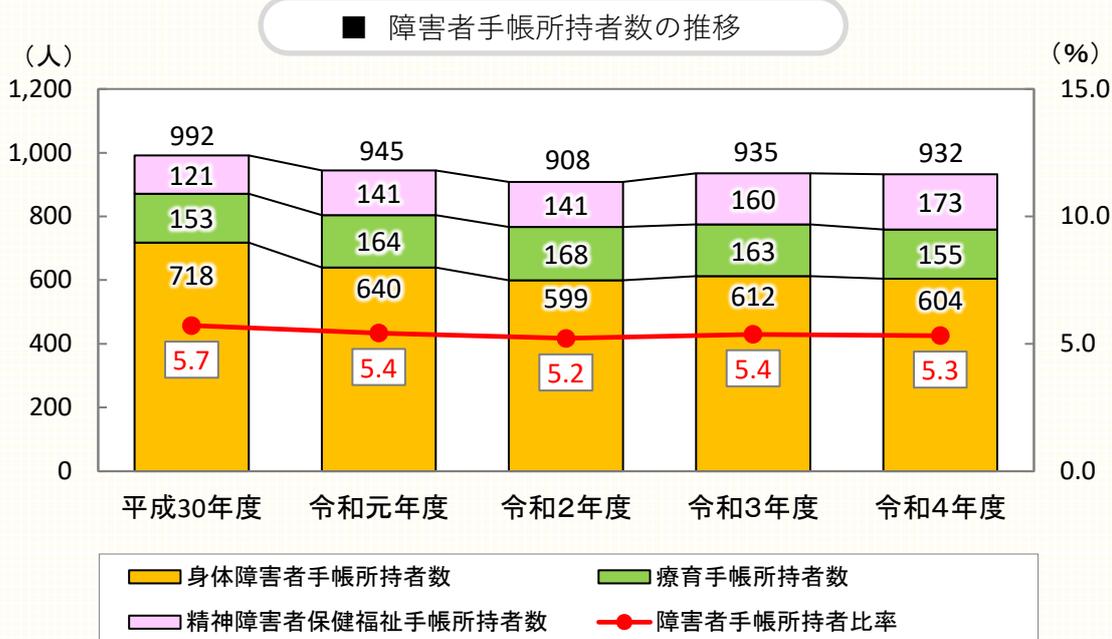
<sup>1</sup> ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。

# 障がい者の状況

## 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、令和4年度で932人、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、5.3%となっています。

最も多いのは、身体障害者手帳所持者数で604人となっており、療育手帳所持者数は155人です。精神障害者保健福祉手帳所持者数は173人で、増加傾向がみられます。



## アンケート調査等からの課題

### 課題整理



- 1 障がい者への理解や差別解消が求められています。
- 2 障がい特性に応じた情報提供の充実や情報の充実が求められています。
- 3 安心して生活できる環境の整備が求められています。
- 4 災害時の安全の確保が求められています。
- 5 障がい者のニーズに応じたサービスの提供、相談支援体制の強化が求められています。
- 6 障がい児教育の充実が求められています。
- 7 就労環境の改善や就労支援の充実が求められています。
- 8 障がい者の社会参加の促進が求められています。

# 第3期基山町障がい者基本計画の基本的な考え方

## 基本理念

みんなで創る 心豊かな共創のまち きやま

障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう社会の実現を目指します。本町で生活する誰もが支え合って、住み続けたいと思えるまちの実現に向けて取り組みます。

## 基本目標

1

個人としての  
尊厳の尊重

障がいのある人の主体性が尊重され、差別や偏見がない地域社会の実現に向け、権利擁護の推進、虐待の防止を図ります。



2

自立に向けた  
生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、生活の支援・福祉サービスの充実を図ります。



3

安心して生活できるまちづくりの  
推進

障がいのある人が安全に生活できる社会の実現に向け、生活環境の充実や生活安全対策の推進を図ります。



4

地域における  
社会参加の促進

障がいのある人が地域で自分らしく生活ができる社会の実現に向け、療育と教育の充実、雇用と就労の充実、文化芸術活動・スポーツの参加促進を図ります。

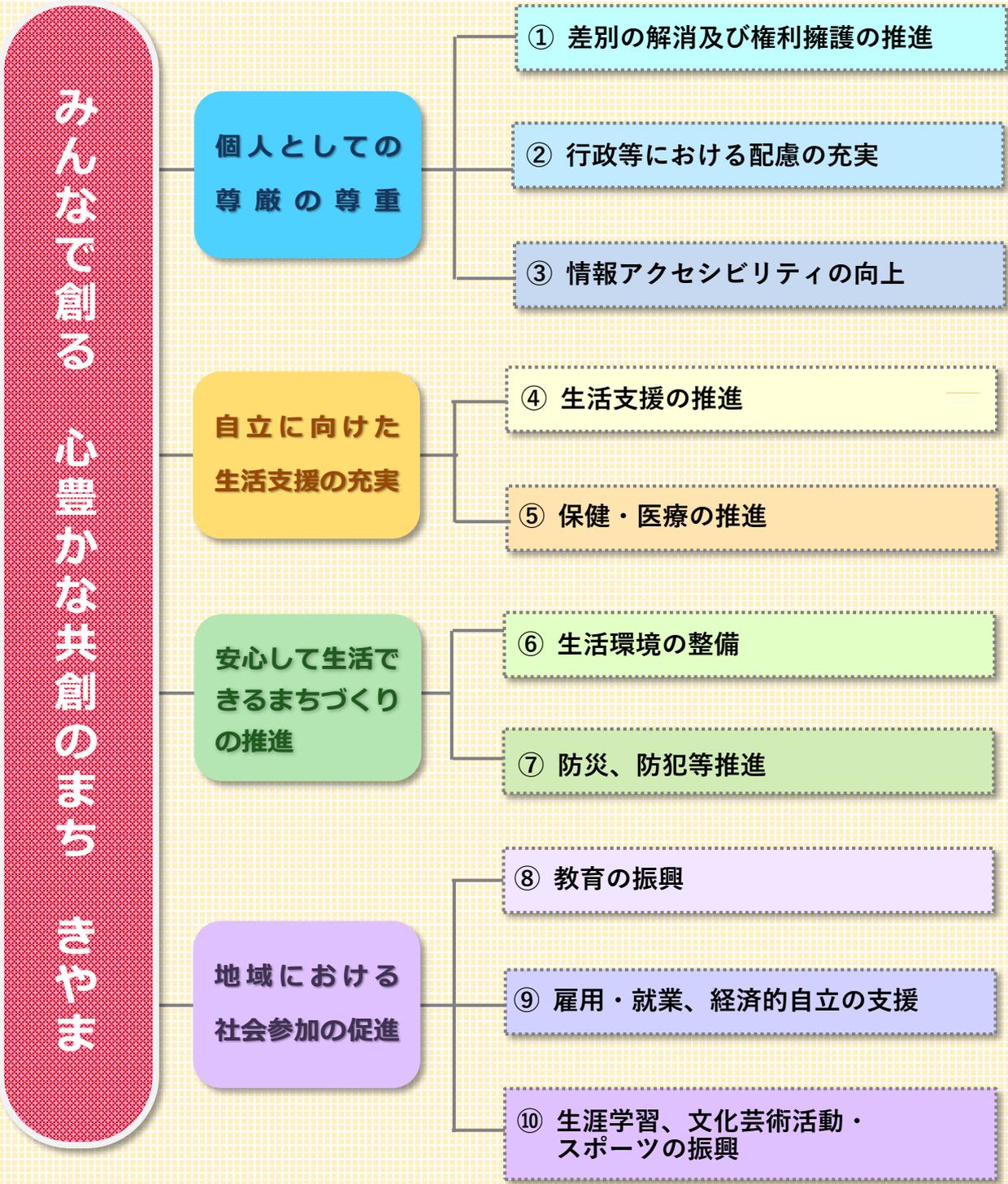


# 計画の体系

【基本理念】

【施策の方向性】

【施 策】



# 1

## 個人としての尊厳の尊重

### ① 障がいへの理解と差別解消の推進

障がいのある人への差別解消の理念を町民に浸透させるとともに、障がい特性に対する理解を促進することが求められています。

#### 取組

- 啓発・広報の推進
- 福祉教育の推進
- 地域の人との交流の促進
- ボランティア活動の推進

### ② 権利擁護の推進及び虐待の防止

虐待の早期発見、早期通報と相談について周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳を持って暮らせる社会の実現が求められます。また、権利擁護に関する制度の周知が必要です。

#### 取組

- 人権や権利を擁護するための取組の推進

### ③ 情報アクセシビリティの向上

情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用する障がい者や福祉関係者も増えていることから、町役場などの行政情報へのアクセシビリティが重要となっています。障がいの特性に応じた様々な IT を活用した情報提供の充実が求められています。

#### 取組

- 行政情報アクセシビリティの向上
- コミュニケーション支援の充実
- 情報提供の充実

# 2

## 自立に向けた生活支援の充実

### ④ 生活支援・福祉サービスの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るために、一人ひとりのニーズとライフステージに応じたきめ細かなサービスが質・量ともに確保され、サービスの充実が求められています。

#### 取組

- 生活支援の充実
- 地域移行の支援
- 相談支援体制の構築
- 障がいのある子どもに対する支援の充実

### ⑤ 保健・医療の推進

健康相談、健康教育、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査など、各ライフステージに応じた疾病の予防と早期発見、町民総ぐるみによる健康づくりの推進が求められています。

#### 取組

- 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- 保健・医療の充実
- 精神保健・医療の適切な提供
- 難病患者などへの支援の充実

# 3

## 安心して生活できるまちづくりの推進

### ⑥ 生活環境の整備

一人暮らしの障がいのある人や、本人とその介助者の高齢化などが進んでいます。そこで、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活を送れる住宅の確保などが求められます。

#### 取組

- 安全な住宅の確保
- 移動しやすい環境の整備
- アクセシビリティに配慮した公共施設等の整備
- 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

### ⑦ 防災・防犯等の推進

防災訓練等を通じて障がいのある人を含む地域住民の防災意識の向上や、自主防災組織により、行政・住民・関係機関が連携して地域の防災体制の強化を図ることが求められます。

#### 取組

- 防災対策の推進
- 災害時の避難支援体制の確立
- 防犯対策の推進

# 4

## 地域における社会参加の促進

### ⑧ 療育と教育の充実

障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に遊び、共に学ぶ機会をつくり、個性を尊重し合う共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進が求められています。

#### 取組

- インクルーシブ教育システムの推進
- 教育環境の整備

### ⑨ 雇用・就業、経済的自立の支援

ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所等をはじめとする地域の関係機関と密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援、雇用後の職場定着支援までの総合的な就労支援が求められます。

#### 取組

- 総合的な就労支援
- 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 障がい者雇用の促進
- 福祉的就労の底上げ
- 経済的自立支援

### ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の参加促進

障がいのある人の年齢や障がいの特性に応じた生涯学習を可能とする環境が求められます。スポーツは、からだと心の健康増進に果たす役割が大きいいため、参加の機会づくりが必要です。

#### 取組

- 生涯学習の振興
- スポーツ活動の振興
- 文化芸術活動の振興

## 基本的方向

### ① 障がい者（児）の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の意思決定を尊重し、支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス、その他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

### ② 基山町が主体となった障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

ノーマライゼーションの理念の下、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者など、障がいの種別によらないサービスの充実を図ります。

### ③ 入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用して提供体制の整備を進めます。さらに、障がい者の今後の生活の希望を把握し、一人暮らし等の本人が希望する暮らしができるよう支援体制の整備に努めます。

### ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、日常生活を営むために医療を必要とする障がい児等への保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

### ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

子育て支援部署との情報共有・連携を図り、就学前（4歳児）からの障がいの早期発見に努めるとともに、障がいの疑いがある段階から早期療育につなげ、本人及びその家族に対して、身近な地域で支援を受けられるように、相談支援及び通所支援等の提供体制の充実を図ります。障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

### ⑥ 障害福祉人材の確保・定着

人材の確保・定着を図るため、関係機関と協力しながら、専門性を高めるための研修や多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知や広報等の取組の推進、処遇改善等による職場環境の整備、ハラスメント対策、ICTの導入等による事務負担の軽減、業務の効率化等に関係者と協力して取り組みます。

### ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

多様なニーズを踏まえ、就労支援の推進、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動等の多様な活動に参加する機会の確保を図ります。また、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者等の養成に努めます。

### ⑧ 障害福祉全般に関する各種情報の周知

障害福祉全般に関する各種情報の発信及び啓発活動に取り組み、広報体制の充実を目指します。

# 障害福祉サービス等の目標

## 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 令和 8 年度までに令和 4 年度末までの施設入所者 20 人のうち 1 人（5.0%）を地域生活へ移行します。
- ② 令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の 20 人から 1 人（5.0%）削減します。

## 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の充実を図ります。
- ② 精神障がい者の地域生活への移行を推進するための体制の整備に努めます。

## 地域生活支援拠点等の整備

鳥栖・三養基地域では、居住支援のための機能を備えた地域にある様々な事業所・機関が連携し、それぞれが機能を分担する「面的整備型」の支援体制を構築し、自立支援協議会において取組の検討を行っています。今後も障がい者の生活を支える体制の充実に努めます。

## 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 2 倍（2 人）とします。
- ② 就労移行支援事業を利用した一般就労移行者数は令和 3 年度実績の 2 倍（2 人）とします。
- ③ 就労継続支援事業（A 型）を利用した一般就労への移行者数は 1 人とします。
- ④ 就労継続支援事業（B 型）を利用した一般就労への移行者数は 1 人とします。
- ⑤ 町内に就労移行支援事業所はありませんが、令和 8 年度までに設置された場合、一般就労移行者の割合が 5 割以上となるように努めます。
- ⑥ 就労定着支援事業の利用者数を令和 3 年度実績の 1.50 倍（3 人）とします。
- ⑦ 町内にある就労定着支援事業所の就労定着率が 7 割以上となるように努めます。

## 障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の利用促進を図ります。
- ② 医療的ケアが必要な障がい児への支援体制の充実を図ります。
- ③ 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握に努め、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。

## 相談体制の充実・強化等

本町では、窓口等において相談に対応していますが、総合的・専門的な相談については鳥栖・三養基地域の「基幹相談支援センター」と連携し対応にあたっています。地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言は随時行っており、今後も相談支援事業者等との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

## 障害福祉サービス等の質の向上

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ職員が参加し、サービスの質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払等による審査結果及び県の指導監査の結果を障害福祉サービス事業所等、関係自治体と共有する体制の構築を図ります。

## 発達障がい者への支援

地域住民への理解啓発、発達障がい者を含む障害福祉に関する巡回相談の実施、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの開催、ピアサポート活動の支援等を佐賀県と連携し、発達障がい者への支援の充実に努めます。

## 障害福祉サービス等の見込量

### ■ 障害福祉サービスの見込量

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	① 居宅介護	人/月	23	23	23
		時間分/月	559	597	637
	② 重度訪問介護	人/月	1	1	1
		時間分/月	2	2	2
	③ 同行援護	人/月	2	2	2
		時間分/月	26	34	46
	④ 行動援護	人/月	4	4	5
		時間分/月	40	45	50
	⑤ 重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
		時間分/月	0	0	0
日中活動系サービス	① 生活介護	人/月	39	43	46
		人日/月	716	774	837
	② 自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
		人日/月	22	22	22
	③ 自立訓練(生活訓練)	人/月	3	3	3
		人日/月	29	29	29
	④ 宿泊型自立訓練	人/月	1	1	1
		人日/月	10	13	17
	⑤ 就労選択支援 ※令和7年度開始	人/月	—	—	—
		人日/月	—	—	—
	⑥ 就労移行支援	人/月	7	7	7
		人日/月	32	27	23
	⑦ 就労継続支援(A型)	人/月	25	25	25
		人日/月	451	485	521

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系サービス	⑧ 就労継続支援(B型)	人/月	73	74	76
		人日/月	1,270	1,357	1,450
	⑨ 就労定着支援	人/月	3	3	3
	⑩ 療養介護	人/月	7	7	7
	⑪ 短期入所(福祉型)	人/月	7	8	10
		人日/月	10	11	14
⑫ 短期入所(医療型)	人/月	1	1	1	
	人日/月	1	1	1	
サービス系	① 自立生活援助	人/月	1	1	1
	② 共同生活援助(グループホーム)	人/月	42	45	48
	③ 施設入所支援	人/月	21	20	19
支援系	① 計画相談支援	人/月	161	167	172
	② 地域移行支援	人/月	1	1	1
	③ 地域定着支援	人/月	3	3	4

#### ■障害児福祉サービスの見込量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 児童発達支援	人/月	75	80	85
	人日/月	420	440	460
② 放課後等デイサービス	人/月	123	130	135
	人日/月	1,354	1,400	1,450
③ 保育所等訪問支援	人/月	25	27	28
	人日/月	16	32	34
④ 居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5
⑤ 障害児相談支援	人/月	180	200	220

#### ■地域生活支援事業の見込量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 相談支援事業				
相談支援事業所設置数	か所	1	1	1
② 意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣回数	回/年	22	22	22
要約筆記奉仕員派遣回数	回/年	1	1	1
③ 日常生活用具給付事業				
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	3	3	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	4	5
排泄管理支援用具	件/年	400	420	440
住宅改修費	件/年	1	1	1
④ 移動支援事業				
支給決定者数	人/年	2	2	2
延べ利用者数	人/年	20	20	20
⑤ 地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター利用者数	人日/月	1	1	1
⑥ 日中一時支援事業				
支給決定者数	人/年	8	8	8
延べ利用者数	人/年	48	48	48
⑦ 手話奉仕員養成研修事業				
奉仕員養成研修参加者数	人/年	20	20	20
手話通訳奉仕員登録者数	人/年	10	10	10

# 計画の推進体制

## 計画の推進体制

本計画における施策を効果的かつ効率的に推進するために、本町の総合計画や地域福祉計画等の上位計画及びその他の個別福祉計画との連携を図り、社会経済状況や町民ニーズの変化に対応した適切な事業の展開を図ります。

また、鳥栖・三養基地域自立支援協議会等の関係機関及び庁内関係各課による連携を強化し、総合的に施策の取組を実施します。

## 計画推進のためのネットワーク構築

本計画の推進については、福祉課が中心となり、庁内関係各部門と連携を図りながら、計画を推進していきます。また、障がい者関係団体、サービス提供事業者、保健医療機関、ボランティア等の民間団体等の地域ネットワークの構築、強化を進めていきます。

広域的な対応が必要な施策については、鳥栖・三養基地域及び県と連携を図ってその実現に努めます。また、国・県には、行財政上の措置に関する要請を必要に応じて行います。

## 広報・啓発活動の推進

本計画について、町の広報紙やホームページ等で周知を図るとともに、障がいのある人と地域住民、関係団体等が協力して実施していくことができるように、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組を推進します。

## 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策の実施状況を把握し、進捗状況の管理を行い、次期障がい者計画策定時に達成状況の評価を行います。

また、社会情勢の変化等に伴い、本計画の見直しが必要な場合には、計画期間中に関わらず、本計画の適正な評価・見直しを行います。

### 第3期基山町障がい者基本計画

### 第7期基山町障がい福祉計画 第3期基山町障がい児福祉計画

(概要版) 令和6年3月

編集・発行 佐賀県基山町 福祉課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666

TEL : 0942-92-7964 FAX : 0942-92-7184 URL : <http://www.town.kiyama.lg.jp>